

犬にご注意を!

狂犬病予防注射を受けましょう

最近、犬による被害がふえて大きな社会問題となっております。農作物を荒したり、家畜をおそつたりするばかりでなく、子供が犬に咬まれて生命を失うという、いたましい事故さえ、おこっています。

犬が原因になる被害は、飼い主が犬を放し飼いにしたり、不要になった犬を勝手に放っておいたため野犬になることが多いものです。犬を飼うためには、野犬にしないよう次のことを守って下さい。

- 一、犬を飼う時には必ず役場に登録しましょう
- 二、生まれてから九十日以上の犬は年二回、春・秋、狂犬病予防注射をうけましょう
- 三、犬は常につないでおきましょう
- 四、不要になった犬は保健所にてのみ、引きとってもらいましょう

保健所は不要犬の野犬化防止のため町の協力のもとに不要犬一頭五〇〇円で買い上げを実施しております。

なお、春の狂犬病予防注射は次の日程により実施しますので、最寄の場所を受けて下さい。

日時 場所

- 四月十九日 日吉公民館
- 四月二十日 南条公民館
- 四月二十三日 橋場青年館
- 四月二十四日 農村協同館
- 四月二十五日 白磯青年館
- 四月二十六日 白浜公民館
- (午前十時～午後二時)
- 四月二十七日 日吉公民館
- (午前十時～午前十一時三十分)
- 四月二十七日 南条公民館

厚生課だより

(午後十二時三十分～午後二時)

- 五月 一日 白浜公民館
- (午前十時～十一時三十分)
- 五月 一日 橋場青年館
- (午後十二時三十分～二時)



◎世帯更生資金貸し付け制度について◎

この資金の貸し付け対象となる世帯は、収入が少なく、また、必要な資金の融通を他から受けることが困難と認められる世帯です。貸し付け条件は、下表のとおりですが、この資金の申込みや相談は、近くの民生委員または役場厚生課(有線 204~01)へおたずねください。

貸付条件一覧表

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期間	備 考
更生資金	生業費 200,000円以内	1年	6年	貸付限度、特に必要と認められる場合400,000円以内
	支度費 30,000円			貸付期間 3年以内
	技能習得費 月3,000円			
身体障害者更生資金	生業費 200,000円	1年	8年	貸付限度、特に必要と認められる場合400,000円以内
	支度費 30,000円	6月		
	技能習得費 月3,000円	1年		貸付期間 3年以内
生活資金	月11,000円	6月	5年	貸付期間、技能習得費又は療養資金借受中
福祉資金	50,000円	6月	3年	
住宅資金	300,000円	6月	6年	
修学資金	修学費 高校 月3,000円 短大・高専 月7,000円		8年	貸付限度、特に必要と認められる場合 高校 月4,000円以内 短大・高専 月9,500円以内
	就学支度費 30,000円			
療養資金	100,000円	6月	5年	貸付限度、特に必要と認められる場合150,000円以内
災害援護資金	150,000円	1年	6年	

(注) 貸付利率は年3パーセント。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子

在宅ねたきり老人等介護手当支給制度の新設

居室において、ねたきり老人等を養護する家族の労をねぎらい、より家庭愛に満ちた介護を願うため、その介護者に対し、介護手当

身体の不自由な人の養護に

介護手当を支給

が支給されることになりました。

◎支給対象者

居室において、ねたきり老人又は、ねたきり身体障害者を現に介護している者

◎ねたきり老人とは

居室において おおむね六ヶ月以上、常に

臥床し、入浴、食事、排便等日常生活のほとんどが、人手を要する六十五才以上の者

◎ねたきり身体障害者とは

ねたきり老人と同等の状態にある二十五才以上六十五才未満の者

満の者

◎介護手当の額

ねたきり老人等一人につき、月額千円

◎支給月

八月・十二月・四月の三回

申請手続やくわしいことは、役場厚生課へご相談ください。

(有資格の実例)

臨時召集	昭17.	12.	5
一支那勤務	昭18.	6.	4
一伍 長	昭21.	4.	23
一支那出發	昭21.	4.	23
一召集解除	昭21.	4.	29
	大10.	1.	10日生
			支那勤務(補充兵)

一時恩給を早く請求しましょう
旧軍人で引き続き実在職年が三年以上七年来未済であり、そのうち下士官以上の在職年が一年以上ある方は、一時恩給が請求できます。(但し、現在恩給とか扶助料をうけているもの或は前に一時恩給をうけていたことのある方は除かれます。)
※該当すると思われる方は、役場厚生課で手続きをして下さい。